

(案)



岡 賃 審 第 号
令和 3 年 11 月 4 日

岡 山 労 働 局 長
内 田 敏 之 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和 3 年 7 月 2 日付け岡労発基 0 7 0 2 第 4 号及び 7 月 30 日付け岡
労発基 0 7 3 0 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会
を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論を得た旨当該部会長から報告が
あったので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定による議決に基づきそのまま答申
する。



岡山県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域
岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（銑鉄鑄物製造業（鑄鉄管，可鍛鑄鉄を除く）及び当該産業において管理，補助的經濟活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な經濟活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間985円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり